

諫早市監査委員告示第14号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月22日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度随時監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	随時監査	多良見支所	産業建設課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市漁港管理条例別表第3備考7によると、第17条第1項の規定による許可に係る使用料において、算出された総額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数を生ずるときは、それぞれを100円とすると規定されているが、喜々津漁港施設の目的外使用料において、1,000円未満の端数を1,000円として徴収している事例が見受けられた。</p> <p>については、適正な漁港施設の使用料の徴収事務に努められたい。</p>	令和2年3月4日	漁港施設の目的外使用料において、算出された総額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数を生ずるときは、それぞれを100円として行なっていたが、端数を切り上げる際に数字を見間違えてしまいその結果1,000円単位の形となり過徴収したため差額分を3月4日に還付を行なった。今後このようなことが起きないように使用料算出の際、課内で誤算防止のためチェック機能の強化を図るよう徹底した。
R1	随時監査	多良見支所	産業建設課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができる」と規定され、別表第2の3「予算の執行に関する事項」(11)減免の決定のうち減免基準によるもので、あらかじめ基準適用の決裁を受けたものは課長、上記以外のものは部長と規定されているが、なごみの里運動公園の公園地使用料の減免の決裁がなされていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規程に基づく適正な公園地使用料の減免事務の執行に努められたい。</p>	令和2年2月19日	公園地使用料の減免の決裁において課内会議を行い、諫早市事務決裁規程に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	随時監査	多良見支所	産業建設課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市事務決裁規程別表第2によると、行政財産の目的外使用の許可の新規の申請で許可期間が1年以下のものは、専決者は部長、また契約管財課長を経て財務部長の合議が必要と規定されているが、喜々津漁港施設の目的外使用許可において、課長で決裁し財務部長までの合議が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規程に基づく適正な漁港施設の目的外使用許可事務の執行に努められたい。</p>	令和2年2月19日	行政財産の目的外使用の許可において課内会議を行い諫早市事務決裁規程に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。